

2020年5月18日

お取引先様 各位

令和2年5月15日付 消費者庁からの News Release に関するご報告

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和2年5月15日付で消費者庁から「携帯型の空間除菌用品の販売事業者5社に対する行政指導について」の News Release が発表され、消費者庁は、携帯型の空間除菌用品(二酸化塩素を利用した空間除菌を標ぼうする商品であって、首に下げるなどして使用するものをいう。)の表示に関し、景品表示法に違反(同法第5条第1号(優良誤認表示)に該当)するおそれがあることから、5事業者に対し、再発防止等の指導を行いました。

弊社は今回の行政指導の対象となった販売事業者の5社に含まれておりませんことを取り急ぎご報告申し上げます。今後とも、弊社では景品表示法を遵守し、製品に関する適正な情報提供に努めてまいります。

敬具